公立丹南病院組合病院事業会計における

令和元年度の資金不足比率を公表します

平成１９年６月２２日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第２２条第１項の規定により、公立丹南病院組合病院事業会計における令和元年度の資金不足比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公立丹南病院組合病院事業会計	—	２０．０

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

※　資金不足比率

公営企業（病院事業）の資金不足を、診療報酬等の料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

このように、公営企業の経営状況を、それぞれの「事業規模」に対する資金不足額の規模で表したのが「資金不足比率」であり、この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足額を解消することが困難になりますから、公営企業としては経営状況に問題があることとなります。

令和元年度における公立丹南病院組合の公営企業会計（病院事業会計）の資金不足比率については、資金不足額が生じておらず、資金剰余の状態であり、良好な経営状況となりました。

公立丹南病院組合告示第３号

令和元年度公立丹南病院組合病院事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定に基づき、公立丹南病院組合病院事業会計における令和元年度の資金不足比率を次のとおり公表する。

令和２年８月６日

公立丹南病院組合
管理者　牧　野　百　男

記

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公立丹南病院組合病院事業会計	―	２０．０

備考 資金不足額がない場合は、「－」と記載しています。